

利用上の注意

1 調査の概要

商業統計調査（経済産業省所管、指定統計第23号）は、商業の実態を明らかにすることを目的として、昭和27年から実施され、平成9年までは3年ごと、それ以降は5年ごととなり、本調査の2年後に簡易な調査を実施することとなっている。今回の調査は、平成14年6月1日現在で卸売・小売業について実施されたもので5年ぶりの本格調査である。

2 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類J - 卸売・小売業」に属する全国すべての事業所を対象とする。ただし、次の各項等に該当する事業所については、調査の対象から除く。

駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、料金を払って出入りする有料施設の中にあるもの
(ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所は対象とする)

卸売・小売業以外の事業活動も併せて行っており、そのうち一つの収入額が卸売・小売の販売額計を上回っているもの

3 調査項目の内容

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。(卸売業及び小売業の定義については「産業中・小分類の内容一覧」を参照のこと。)

(2) 従業者数

平成14年6月1日現在で、主としてその事務所に従事している者の数で、個人事業主、無給家族従業者、有給役員、常用雇用の計をいう。

(3) 年間商品販売額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の商品販売額(各事業所の卸売・小売部門の販売額の計)をいい、消費税額を含む。

(4) 修理料・仲立手数料

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の実績をいう。

(5) 商品手持額

平成14年3月末日現在で、事業所が販売する目的で保有している全ての手持ち商品額(仕入れ時の原価による)をいう。

(6) 売場面積(小売業のみ)

平成14年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している延床面積をいう。ただし、牛乳小売業、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については除かれている。

(7) 来客用駐車場(小売業のみ)

平成14年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

- ・ 専用駐車場...自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場
- ・ 共用駐車場...他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場
- ・ 収容台数...満車の状態で収容できる台数

4 産業分類用語の説明

(1) 各種商品卸売業(産業小分類491)

卸売業(ただし、細分類5497 代理商、仲立業を除く)のうち、複数の産業中分類にわたり、かつ、小分類3項目以上

にわたる商品の仕入卸売を行い、その性格上いずれが主たる事業か判別できない事業所をいう。(次の 及び)

各種商品卸売業(産業細分類4911)

卸売業の産業小分類のうち、生産財(小分類501,522～524)、資本財(同521,531～533,539)、消費財(同502,511,512,541,542,549(ただし、細分類5497 代理商、仲立業を除く))の3財にわたる商品を販売し、各財の販売額が卸売販売額の10%以上の事業所で、従業者が100人以上のもの。

その他の各種商品卸売業(産業細分類4919)

卸売業の産業小分類のうち、生産財、資本財、消費財の3財にわたる商品を販売し、各財の販売額が卸売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が100人未満のもの。

(2) 百貨店、総合スーパー(産業小分類551)

衣(産業中分類56)、食(同57)、住(同58～60)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。

(3) その他の各種商品小売業(産業小分類559)

衣、食、住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が50人未満の事業所をいう。

(4) 各種食料品小売業(産業小分類571)

飲食料品小売業の産業小分類のうち、3項目以上にわたる商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所をいう。

5 業態分類の説明

定義は別表のとおりである。なお、今回の調査において業態定義の見直しが行われたため、過去に公表された数値との比較においては注意されたい。変更点は以下のとおりである。

(1) 百貨店の「売場面積」による区分については、従来一律に「6000㎡以上」を「大型百貨店」、「6000㎡未満」を「その他百貨店」としていたが、都特別区及び政令指定都市以外の地域については「3000㎡以上」を「大型百貨店」、「3000㎡未満」を「その他百貨店」と定義が2分化された。

(2) 総合スーパーの「売場面積」による区分については、従来一律に「6000㎡以上」を「大型総合スーパー」、「6000㎡未満」を「中型総合スーパー」としていたが、都特別区及び政令指定都市以外の地域については「3000㎡以上」を「大型総合スーパー」、「3000㎡未満」を「中型総合スーパー」と定義が2分化された。

(3) 従来分類の「住関連スーパー」のうち、「金物小売業(産業細分類5991)」、「荒物小売業(同5992)」及び「苗・種子小売業(同6022)」の商品の小売販売額の合計が、小売販売額の70%未満である事業所について、新たに「ホームセンター」と定義づけられ、「住関連スーパー」の内数とされた。

(4) 「医療品・化粧品小売業(産業小分類601)」のうち「医療品小売業(産業細分類6011)」の商品を扱っている事業所について、新たに「ドラッグストア」として定義づけられた。

(5) 従来分類の「準専門店(中心店)」の名称が「中心店」とされた。

6 商品分類別集計について

複数の種類の商品を販売している事業所は、産業分類別集計の場合、最も年間商品販売額の多い産業分類に格付けされ、その産業分類に年間商品販売額の総額が計上されるが、商品分類別集計の場合は、それぞれの商品分類ごとに計上される。したがって、事業所数の計は延事業所数となる。

7 結果数値について

(1) 結果数値は、表章単位未満を四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

(2) 統計表中で、事業所数が「1」又は「2」の場合は、事業所数及び従業者数以外の調査項目の結果数値を「×」で表示している。また、他の結果数値からそれらが判明しないように「×」で表示した箇所がある。

(3) 統計表中の記号については次のとおりである。

「0.0」	単位未満	「-」	皆無または該当数字なし
「…」	不詳	「×」	秘匿したもの

8 学区別集計及び商業集積地別集計について

本書の第2部に掲載した学区別集計は、学区(調査日現在の小学校の通学区域。中区については、国勢統計区の区域。)単位に集計したものであり、平成14年6月1日現在において全市で260学区あり、前回集計(平成9年6月1日現在)以降では1学区(緑区の常安学区)が新設された。

9 注意事項

- (1) 日本標準産業分類が平成14年10月1日に改訂されたことから、産業分類別の統計表は新産業分類で集計した。
なお、前回値(平成11年値)については新分類に組み替えた。
- (2) 国及び地方公共団体に属する事業所(給食センター、政府刊行物センター等)が調査対象に加えられている。
- (3) 自動車販売会社(ディーラー)の本社・本店等については、これまで、本社等と営業所間の帳簿の振り替えをもって、本社等を一律的に卸売事業所として把握していたが、本社等における活動に則して、「統括管理事務所」としての把握に変更されたため、本社等が「統括管理事務所」として把握された場合には、集計の対象外としている。

10 その他

この集計数値は、名古屋市分についてまとめた確報値であり、公表済みの速報値及び経済産業省・愛知県が公表する数値と相違することがある。